

平成 29 年度 社会福祉法人慈青会 事業計画書

1 基本理念

高齢者が楽しく尊厳ある生き生きとした暮らしをささえます。

地域と共に歩み、地域の社会福祉の担い手として、すべての人が幸せを感じることをできるよう社会貢献に努めます。

2 法人の基本方針・姿勢

- ・利用者の尊厳・人権が保護されるよう心のこもった介護サービスを提供します。
- ・利用者の能力を最大限に活かし、自立支援を援助します。
- ・施設は地域の方々ができる場であって、利用者もまた地域の住民の一人であるため、施設が地域社会に密着し地域の方々も施設を社会資源として活用されることを目指します。
- ・施設の専門性を活かしながら、地域、関係機関と連携・協働し、地域社会の一員として地域の方々に信頼される運営に努めます。
- ・施設はあらゆる機会を通じて、地域社会と交流を図り理解と協力体制を築き、更には運営の透明性を示すとともにサービスの質の向上を図るために情報の開示をします。

3 経営計画

○資金計画は資金収支予算書参照

○特別養護老人ホームささえ

所在 青森市港町三丁目 10-45 定員 29 人 平屋建て部屋数 29 ユニット型

(1) 施設整備計画

- ・着 工 日 平成 29 年 3 月
- ・竣工引き渡し予定日 平成 29 年 11 月

・建設関連費予算

建築工事費	248,400,000 円	(株)黄金工務店
設計管理費等	8,316,000 円	工藤真人建築設計事務所、(株)たいら山口設計
融雪設備工事費	85,000,000 円	仮予算(補助金申請コンサルタント料 500 万円含む)
備 品	41,610,000 円	平成 29 年度施設整備準備補助金を申請予定
合計額	383,326,000 円	

上記の支払金額のうち平成 29 年度は、建築工事費の(株)黄金工務店さんへの残額 165,600,000 円、また、融雪設備工事費、備品を入札等により業者を選定し金額を確定したうえで支出する。

(2) 平成 29 年度建設関連資金計画

青森市施設整備補助金	133,736,000 円	
青森市施設整備費補助金	18,009,000 円	
再生可能エネルギー補助金	40,000,000 円	※仮金額
独立行政法人福祉医療機構借入	151,300,000 円	
青森銀行借入	39,000,000 円	※仮金額
自己資金	1,281,000 円	
合計金額	383,326,000 円	

(3) 介護事業計画

- ・利用者の確保 常日頃よりニーズを把握し、母体の医療法人と連携を密に認知症の問題行動や医療依存度の高い方や看取り対応まで医師や看護師と協力して支えることが

できることをアピールしていくとともに、広告等を利用した利用の募集や見学会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、同業他施設への営業活動を行いし施設の特色をアピールしていく。事業開始予定は平成 29 年 12 月頃を予定しており、事業開始予定に合わせ利用者の募集を募る。

- ・人材確保 ワークライフバランスに配慮した勤務条件を整え、子育てや親の介護など両立できるよう支援します。有給休暇の取得を積極的に促すことで職員の離職防止を促すことで職員の離職防止につなげます。また、余裕人員の確保で安定した運営を心掛けます。港町は通勤に便利で公共職業安定所や新聞広告により職員確保をしていきます。
現在青森中央短期大学、明の星短期大学より介護福祉士資格保持者各 1 名採用、平成 29 年 4 月より研修開始予定、他看護職以外平成 29 年 9、10 月頃より本格採用研修開始予定
- ・職員教育 研修制度・人事制度には、職員の専門性や資質向上を図るため、職責に応じ、職員に求めるものを明らかにし、評価をすることにより職員それぞれに気づきを促し、育成や成長を図り、より良い職場、居住環境を構築する。
職員の処遇・給与・福利厚生に関しても、研修人事制度と関連付けをした評価を行い、職員のモチベーション向上を目指す。日常業務においては、双方向のコミュニケーションを行い一方的な命令ではなく、自分の考えを発言することで更に充実した職場環境になることを目指す。接遇・マナーは新人研修、継続的な通常の研修・会議においても課題とし職員一丸として取り組む。
- ・事業運営 利用者、家族のプライバシー等の情報管理、苦情・相談窓口を設け解決を図り、緊急時、事故発生及び非常時災害時の対応、加齢により体力が落ちているため感染症を未然に防ぐための衛生管理、利用者、職員の予防接種を行う。
- ・運営推進会議 利用者、家族、町会長、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員、市職員により概ね 2 カ月に 1 回以上開催し、施設サービス内容を明らかにするとともに、評価、要望、助言等については記録を作成し公表していくものとする。
- ・地域連携 地域の一員として受け入れていただけるよう、情報開示に努めコミュニケーションを密にし、施設が持つ専門的な知識、技術、機能を生かし地域の相談窓口となり認知症や疾病等の勉強会、懇談会の機会を設け、あおもり高齢者協議会「ささえ」の活動へも協力体制をとっていく。
町内での行方不明者の搜索の訓練や災害時の避難訓練にも参加し、今後の利用者、家族、地域住民を結びつける活動を行う

4 改正社会福祉法

平成 29 年 4 月 1 日より改正社会福祉法の主なものについて施行されます。
定款変更等を行い、理事・評議員のあり方など組織も変わりました。詳細は下表を加えました。

社会福祉法人制度の改革（主な内容）

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。	
1. 経営組織のガバナンスの強化 <input type="checkbox"/> 理事・理事長に対する牽制機能の発揮 <input type="checkbox"/> 財務会計に係るチェック体制の整備	<input type="checkbox"/> 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議（注）小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。 <input type="checkbox"/> 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備 <input type="checkbox"/> 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備 <input type="checkbox"/> 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等
2. 事業運営の透明性の向上 <input type="checkbox"/> 財務諸表の公表等について法律上明記	<input type="checkbox"/> 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大 <input type="checkbox"/> 財務諸表、現況報告書（役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。）、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等
3. 財務規律の強化 ① 適正かつ公正な支出管理の確保 ② いわゆる内部留保の明確化 ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資	① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等 ② 純資産から事業継続に必要な財産（※）の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）を明確化 <small>※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の修繕、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金</small> ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ（①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討） 等
4. 地域における公益的な取組を実施する責務 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める	<input type="checkbox"/> 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等
5. 行政の関与の在り方 <input type="checkbox"/> 所轄庁による指導監督の機能強化 <input type="checkbox"/> 国・都道府県・市の連携を推進	<input type="checkbox"/> 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ <input type="checkbox"/> 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備 <input type="checkbox"/> 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

当法人は評議員を設置しなければならず、理事6名に対して評議員7名を置かなくてはならないのですが、当法人は経過措置を活用し、平成32年3月31日までは評議員4名の運営になります。